

二―一 特定猟具使用禁止区域（銃器）

一 東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）

次の（一）から（八）までに掲げる区域

- (一) 市川市の全域（ただし、行徳鳥獣保護区を除く。）
- (二) 船橋市の全域（ただし、船橋鳥獣保護区を除く。）
- (三) 松戸市の全域
- (四) 流山市の全域
- (五) 鎌ヶ谷市の全域
- (六) 浦安市の全域
- (七) 東京都東区若洲三丁目三五番地先海上の東京都所管の東防波堤の南端（北緯三五度三六分四二秒、東経一九度四九分四一秒）、浦安市土鳥地先海上の海上保安庁所管の浦安沖灯標（北緯三五度三六分四六秒、東経一九度五三分四一秒）及び習志野市茜浜三丁目一番の南端を順次直線で結んだ線の北側の海上部分（ただし、東京都の区域を除く。）
- (八) 野田市今上地先の野田市と流山市との境界線と千葉県と埼玉県との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北西へ進み千葉県と茨城県との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み野田市中道二五二六号線と同市関宿台町六、三五四番地先の農道との接点から同農道を北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市関宿台町六、三六三番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市関宿台町七、〇一七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み泉道結城野田線との接点に至り、同所から泉道我孫子関宿線を南東へ進み同市道二五〇二号線との接点に至り、同所から同市道二五〇一〇号線を北東へ進み泉道我孫子関宿線との接点に至り、同所から同市道二〇七〇号線との交点に至り、同所から同市道二〇七〇号線を北東へ進み同市道一三二二九号線との接点に至り、同所から同市道一三二二九号線を北東へ進み同市道二二〇八八号線との接点に至り、同所から同市道二二〇八八号線を北東へ進み同市道二二〇四号線との接点に至り、同所から同市道二二〇四号線を南東へ進み同市道二二〇一〇号線との接点に至り、同所から同市道二二〇一〇号線を北東へ進み同市道二二〇一〇号線の終点から東へ延長した直線を東へ進み利根川右岸との交点に至り、同所から利根川右岸を南東へ進み同市道六二二六二号線の終点から東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を東へ進み千葉県と茨城県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市木野崎と同市目吹との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み利根川右岸との交点に至り、同所から利根川右岸を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み柏市と我孫子市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み柏市市道〇二二六〇号線との接点に至り、同所から同市道〇二二六〇号線を南西へ進み手賀川左岸堤防南側法尻との交点に至り、同所から手賀川左岸堤防南側法尻を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道〇〇一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一〇〇三号線を南西へ進み手賀川右岸堤防北側法尻との交点に至り、同所から手賀川右岸堤防北側法尻を北西へ進み下手賀川右岸堤防西側法尻との接点に至り、同所から下手賀川右岸堤防西側法尻を南西へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市市道一〇一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇〇二号線を北東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み柏市と我孫子市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道九〇三三〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三三〇号線を北西へ延長した直線を北西へ進み手賀沼南岸堤防北側法尻との交点に至り、同所から手賀沼南岸堤防北側法尻を北西へ進み同市市道九〇三三五号線の終点から北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同市市道九〇〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道九〇〇三五号線を南西へ進み同市市道〇二二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五〇号線を南東へ進み同市市道〇二二三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二三九号線を北東へ進み同市市道〇一五四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一五四号線を南西へ進み同市市道〇二二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二四〇号線と南西へ進み泉道柏印西線との接点に至り、同所から泉道柏印西線を西へ進み同市市道〇一三三〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三〇号線を南へ進み同市市道〇一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三三号線を南西へ進み同市市道〇一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三三号線を南東へ進み同市市道八〇三一九号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三一九号線を南東へ進み同市市道〇二二三四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二三四号線を東へ進み同市市道八〇三三三三号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三三三三号線を南東へ進み柏市と百井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み柏市と鎌ヶ谷市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み松戸市と柏市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み柏市と流山市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を東へ進み野田市と流山市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域（ただし、手賀沼鳥獣保護区を除く。）

二 梅ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市大久保字梅ヶ瀬一、〇二五番七ほか二九筆の千葉県立君津青葉高等学校梅ヶ瀬演習林区域内

三 国本特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市田洲一、二二四番一地先の県道市原天津小湊線と県道大多喜里見線との接点を起点とし、同所から県道大多喜里見線を北東へ進み市原市市道七二四六号線との接点に至り、同所から同市市道七二四六号線を南西へ進み同市市道七二六六号線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を北西へ進み同市市道七二七

四号線との接続に至り、同所から農道四号線を南へ進み同市市道四二二〇七号線との接続に至り、同所から同市市道四二二〇七号線を南へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十 豊房特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市大戸地先の県道館山白浜線と館山市市道七〇二二号線との接続を起点とし、同所から同市市道七〇二二号線を北東へ進み同市市道七〇五二二号線との接続に至り、同所から同市市道七〇五二二号線を南へ進み同市市道七〇三二二号線との接続に至り、同所から同市市道七〇三二二号線を西へ進み林道越地原二一五号線との接続に至り、同所から林道越地原一五号線を南西へ進み同市市道七〇三二二号線との接続に至り、同所から同市市道七〇三二二号線を南西へ進み県道館山白浜線との接続に至り、同所から県道館山白浜線を北へ進み金丸川との接続に至り同所から金丸川を北東へ進み同市神奈字狩間沢四二一九番一地先の里道との接続に至り、同所から同里道を東へ進み林道南条線との接続に至り、同所から林道南条線を北へ進み同市大戸大久保四一七番一地先の里道との接続に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道七〇四二二号線との接続に至り、同所から同市市道七〇四二二号線を北西へ進み同市市道七〇四二二号線との接続に至り、同所から同市市道七〇四二二号線を北へ進み県道館山白浜線との接続に至り、同所から県道館山白浜線を北へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十一 安房中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市北条地先の国道二二八号と館山市市道二〇三四号線との接続を起点とし、同所から同市市道二〇三四号線を南西へ進み同市市道二七〇五号線との接続に至り、同所から同市市道二七〇五号線を南西へ進み同市市道二〇四五号線との接続に至り、同所から同市市道二〇四五号線を南西へ進み同市市道二〇三二二号線との接続に至り、同所から同市市道二〇三二二号線を西へ進み同市市道一六〇〇号線との接続に至り、同所から同市市道一六〇〇号線を西へ進み県道南安房公園線との接続に至り、同所から県道南安房公園線を南西へ進み同市市道二四六号線との接続に至り、同所から同市市道二四六号線を北西へ進み海岸汀線との接続に至り、同所から同市市道二四六番一地先の里道との接続に至り、同所から同市市道二四六番一地先の里道を北へ進み同市大戸大久保四一七番一地先の里道との接続に至り、同所から同市市道二二八号と二一八号との接続に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み同市市道二二八号と二一八号との接続に至り、同所から国道二二八号を北東へ進み同市市道二二八号と二一八号との接続に至り、同所から同市市道三三二一四号線との接続に至り、同所から同市市道三三二一四号線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との接続に至り、同所から同市市道三三二一四号線との接続に至り、同所から同市市道三三二一四号線を北東へ進み同市市道二二八号と二一八号との接続に至り、同所から同市市道二二八号と二一八号との接続に至り、同所から同市市道二一八番一地先の赤道の終点から南西へ延長した直線との接続に至り、同所から同直線を北東へ進み同市宮元二、三〇〇番一地先の赤道との接続に至り、同所から同赤道を北東へ進み県道和田丸山館山線との接続に至り、同所から同直線と田丸山館山線を北東へ進み同市市道六二〇〇九号線との接続に至り、同所から同市市道六二〇〇九号線を南東へ進み国道二二八号との接続に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み同市市道二二八番一地先の生活道路との接続に至り、同所から同生活道路を南へ進み同市市道二二八番一地先の生活道路との接続に至り、同所から同生活道路を北東へ進み同市市道九一三五番一地先の生活道路との接続に至り、同所から同生活道路を北西へ進み同市市道九〇四九号線との接続に至り、同所から同市市道九〇四九号線を西へ進み国道二二八号との接続に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十二 大房岬特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市富浦町多田良地先の館山市と南房総市との境界線と海岸汀線との接続を起点とし、同所から海岸汀線を西へ進み岡本川左岸との接続に至り、同所から岡本川左岸を北東へ進み国道二二七号との接続に至り、同所から国道二二七号を南西へ進み県道館山富浦線との接続に至り、同所から県道館山富浦線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との接続に至り、同所から同境界線を西へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十三 岩嶋特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市高崎地先の南房総市市道三三〇九一と同市市道三三三五二号線との接続を起点とし、同所から同市市道三三三五二号線を南東へ進み同市高崎四八四番の北端に至り、同所から同所と同市高崎一、八五八番の北端を結ぶ直線を北東へ進み同市高崎一、八五八番の北端に至り、同所から同市高崎一、八七三番と同市高崎一、八七四番の境界線を北へ進み同市高崎一、八七八番地先の水路との接続に至り、同所から同境界線を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道三三三五二号線との接続に至り、同所から同市市道三三三五二号線を南東へ進み同市市道三三〇七三号線との接続に至り、同所から同市市道三三〇七三号線を北西へ進み同市市道三三三〇一と一三三〇二号線との接続に至り、同所から同市市道三三三〇一と一三三〇二号線を南東へ進み同市市道三三〇七三号線との接続に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市宮谷二六五番一地先の赤道との接続に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市富浦町居倉と同市宮谷との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市高崎と同市富浦町居倉との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市高崎と同市富浦町生との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道二一〇〇四号線との接続に至り、同所から同市市道二一〇〇四号線を北西へ進み同市市道二一〇〇三号線との接続に至り、同所から同市市道二一〇〇三号線を北西へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十四 子方特定猟具使用禁止区域（銃器）

安房郡鋸南町下佐久間地先の県道外野勝山線と安房郡鋸南町町道一一二〇二号線との接続を起点とし、同所から県道外野勝山線を北東へ進み林道嶺岡中央三二号線との接続に至り、同所から林道嶺岡中央三二号線を東へ進み南房総市と安房郡鋸南町との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道一一二〇二号線との接続に至り、同所から同町町道一一二〇二号線を北西へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十五 網山特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市と安房郡鋸南町との境界線と海岸汀線との接続を起点とし、同所から富津市と安房郡鋸南町との境界線を東へ進み林道金谷元名線との接続に至り、同所から林道金谷元名線を南へ進み同町町道二〇四三二号線との接続に至り、同所から同町町道二〇四三二号線を南へ進み同町元名一、五二四番一三地先の同町管理道路との接続に至り、同所から同管理道路を南西へ進み富津館山道路との接続に至り、同所から富津館山道路を南東へ進み元名川左岸との接続に至り、同所から元名川左岸を南西へ進み海岸汀線との接続に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

十六 郡特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市郡地先の国道二二七号と県道網郡線との接続を起点とし、同所から国道二二七号を南西へ進み君津市市道小山野・富津線との接続に至り、同所から同市市道小山野・富津線を南西へ進み富津市市道旧国道線との接続に至り、同所から同市市道旧国道線を南西へ進み同市市道中上線との接続に至り、同所から同市市道中上線を北西へ進み同市市道梅田山入線との接続に至り、同所から同市市道梅田山入線を北東へ進み県道網郡線との接続に至り、同所から県道網郡線を北東へ進み起

点に至る線で囲まれた区域

十七 東京湾岸特定猟具使用禁止区域 (銃器)

市原市瀬又地先の千葉市と市原市との境界線と県道日吉嘗田停車場線との接点を起点とし、同所から県道日吉嘗田停車場線を南西へ進み市原市市道四三三九号線との接点に至り、同所から同市市道四三三九号線を南東へ進み同市市道〇二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二〇号線を北西へ進み県道菅田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道菅田停車場潤井戸線を西へ進み同市市道四一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道四一三三三号線を南東へ進み同市市道四三五一号線との接点に至り、同所から同市市道四三五一号線を南西へ進み同市市道八三三八号線との接点に至り、同所から同市市道八三三八号線を北西へ進み同市市道八三三六号線との交点に至り、同所から同市市道八三三六号線を北西へ進み県道菅田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道菅田停車場潤井戸線を西へ進み同市市道〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇〇二号線を北西へ進み同市市道三五七番三地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西へ進み袖ヶ浦市市道〇二〇二号線との交点に至り、同所から同市市道〇二〇二号線を北西へ進み県道袖ヶ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦姉崎停車場線を南西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を南西へ進み県道木更津袖ヶ浦線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道富津公園線との接点に至り、同所から県道富津公園線園路三との接点に至り、同所から県道富津公園幹線園路三を北東へ進み富津市市道富津漁港線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港線を東へ進み同市市道長浜第二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第二線を北西へ進み同市市道長浜第二線の終点に至り、同所から同市市道長浜第二線を北西へ延長した直線を北西へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を北東へ進み木更津市新港地先の北緯三五度二分二秒、東経一三九度五三分四一秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度二分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二分四八秒、東経一三九度四九分二〇秒の点に至り、同所から同所と君津市君津地先の海岸汀線の西端とを結んだ直線を北東へ進み同市君津地先の海岸汀線の西端に至り、同所から海岸汀線を北東へ進み木更津市新港地先の北緯三五度二分二秒、東経一三九度五三分四一秒の点に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二分四五秒、東経一三九度五四分三秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市久津間地先の北緯三五度二分四五秒、東経一三九度五四分三秒の点に至り、同所から同市久津間地先の北緯三五度二分四五秒、東経一三九度五四分三秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市久津間地先の北緯三五度二分四三秒、東経一三九度五三分五二秒の点に至り、同所から同所と同市北浜町地先の北緯三五度二分四三秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端に至り、同所から同市北浜町地先の北緯三五度二分四三秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市北浜町地先の畔戸漁港護岸を東へ進み北浜橋との交点に至り、同所から北浜橋を南東へ進み同市畔戸地先の護岸との交点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の金田水門との接点に至り、同所から金田水門を北へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北へ進み同市中島地先の北西端に至り、同所から同所と同市中島四、三六六番九地先の護岸の南端とを結んだ直線を南東へ進み同護岸の南端に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の高須水門との接点に至り、同所から高須水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の呑堀水門に至り、同所から呑堀水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市牛込一、四三三番六地先に至り、同所から同護岸を北西へ進み同市牛込一、四三三番一地先に至り、同所から同護岸を北東へ進み袖ヶ浦市市道〇二一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一四号線を北東へ進み同市南袖地先の護岸との交点に至り、同所から同護岸を北西へ進み同市中袖一五番一地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と千葉市美浜区新港二、三六番地先の護岸の南端とを結んだ直線を北東へ進み同市美浜区新港二、三六番地先の同護岸の南端から三キロメートルの点に至り、同所から東京湾海岸汀線と千葉市と市原市との境界線との交点とを結んだ直線を南東へ進み東京湾海岸汀線と同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十八 大網高校中正農場特定猟具使用禁止区域 (銃器)

千葉市緑区下大和田町二、三三三番一地先の里道と千葉市と大網白里市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南へ進み千葉市市道上大和田町七号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町七号線を西へ進み同市市道上大和田町五号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町五号線を北東へ進み同市緑区上大和田町五九三番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十九 八千代市保呂特定猟具使用禁止区域 (銃器)

八千代市保呂地先の八千代市市道保呂一五号線と県道八千代宗像線との接点を起点とし、同所から県道八千代宗像線を東へ進み同市市道保呂一五号線との接点に至り、同所から同市市道保呂一五号線を南東へ進み同市市道保呂八号線との接点に至り、同所から同市市道保呂八号線を南西へ進み同市市道保呂一五号線との接点に至り、同所から同市市道保呂一五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十 佐原水郷特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取市市道一一四二号線と東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み両総用水排水路右岸との交点に至り、同所から両総用水排水路右岸を北東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を東へ進み同市市道一一四二号線との接点に至り、同所から同市市道一一四二号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十一 海老川特定猟具使用禁止区域 (銃器)

山武郡横芝光町宮川地先の国道一六号と山武郡横芝光町町道F二五二号線との接点を起点とし、同所から同町町道F二五二号線を北東へ進み同町町道一―二〇号線との接点に至り、同所から同町町道一―二〇号線を北東へ進み鹿塚市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十二 豊里特定猟具使用禁止区域 (銃器)

銚子市諸持町地先の銚子市市道二〇一八号線と同市市道一〇二九七号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇二九七号線を西へ進み同市市道一〇二二九号線

との接点に至り、同所から同市市道二〇二二号線を南西へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を西へ進み香取郡東庄町町道〇二二二号線との接点に至り、同所から同町町道〇二二二号線を北西へ進み同町町道〇二〇三号線との接点に至り、同所から同町町道〇二〇三号線を北西へ進み同町町道〇二二二号線との接点に至り、同所から同町町道〇二二三号線を北へ進み県道下総權停車場東城線との接点に至り、同所から県道下総權停車場東城線を北東へ進み同町町道四〇一三三号線との接点に至り、同所から同町町道四〇一三三号線を東へ進み同市市道一〇三二二四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三二二四号線を東へ進み同市市道二〇二二一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二二一号線を南へ進み同市市道二〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一八号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十五 香取東部特定循環員使用禁止区域（新設）

香取市ノノ分目地先の旧香取郡小見川町（平成十八年三月二十七日における合併の日における佐原市の区域をいう。以下同じ。）と旧佐原市（平成十八年三月二十七日における合併の日における佐原市の区域をいう。以下同じ。）との境界線と一級河川利根川右岸の堤防との交点を起点とし、同所から一級河川利根川右岸の堤防を南東へ進み県道谷原恩栖東庄線との交点に至り、同所から県道谷原恩栖東庄線を南西へ進み一級河川利根川右岸の堤防との交点に至り、同所から一級河川利根川右岸の堤防を南東へ進み香取郡東庄町と鯉子市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み香取郡東庄町町道四〇一三三号線との接点に至り、同所から同町町道四〇一三三号線を北西へ進み同町町道〇一〇三三号線との交点に至り、同所から同町町道〇一〇三三号線を北へ進み同町町道〇二〇八号線との接点に至り、同所から同町町道〇二〇八号線を北へ進み同町町道〇一〇四号線との交点に至り、同所から同町町道〇一〇四号線を北西へ進み同町町道二〇〇九八号線との交点に至り、同所から同町町道二〇〇九八号線を北西へ進み同町町道二〇一〇一号線との交点に至り、同所から同町町道二〇一〇一号線を北西へ進み県道旭笹川線との接点に至り、同所から県道旭笹川線を南西へ進み大利根用水幹線水路との交点に至り、同所から大利根用水幹線水路を北へ進み国道三五五六号との交点に至り、同所から国道三五五六号を北西へ進み香取市市道五五三〇号線との接点に至り、同所から同市市道五五三〇号線を南東へ進み同市市道五五三六号線との接点に至り、同所から同市市道五五三六号線を南へ進み同市市道二一三二一三三号線との接点に至り、同所から同市市道二一三二一三三号線を西へ進み同市市道二一三二一三三号線との接点に至り、同所から同市市道二一三四号線との接点に至り、同所から同市市道二一三四号線を南東へ進み同市市道二一三四号線との接点に至り、同所から同市市道二一三四号線を南西へ進み同市市道五六七四号線との接点に至り、同所から同市市道五六七四号線を南へ進み同市市道五六七三三三号線との接点に至り、同所から同市市道五六七三三三号線を南へ進み同市市道五六六七七号線との接点に至り、同所から同市市道五六六七七号線を南東へ進み同市市道五六六八号線との接点に至り、同所から同市市道五六六八号線を南西へ進み同市市道五六六六号線との接点に至り、同所から同市市道五六六六号線を南へ進み県道小見川海上線との接点に至り、同所から県道小見川海上線を北西へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み旧香取郡小見川町と旧佐原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十六 山田特定循環員使用禁止区域（新設）

香取市府馬地先の県道旭小見川線と香取市市道一五四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一五四号線を東へ進み同市市道一五五号線との接点に至り、同所から同市市道一五五号線を北へ進み同市市道六二二三号線との接点に至り、同所から同市市道六二二三号線を南西へ進み県道旭小見川線との接点に至り、同所から県道旭小見川線を南へ進み県道山田栗源線との接点に至り、同所から県道山田栗源線を北西へ進み同市市道一五二二五号線との接点に至り、同所から同市市道一五二二五号線を北東へ進み県道旭小見川線との接点に至り、同所から県道旭小見川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十七 千葉市東部特定循環員使用禁止区域（新設）

千葉市緑区小食土町二〇四番三地先の県道千葉大網線と千葉市と大網白里市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み千葉市市道小山町三号線との接点に至り、同所から同市市道小山町三号線を北西へ進み同市緑区小山町三三六〇番一〇地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市指定道路小山町一四号線との接点に至り、同所から同市指定道路小山町一四号線を北西へ進み同市市道小食土町一八号線との接点に至り、同所から同市市道小食土町一八号線を北へ進み同市市道小山町二二号線との接点に至り、同所から同市市道小山町二二号線を南西へ進み同市市道小食土町一四号線との接点に至り、同所から同市市道小食土町一四号線との接点に至り、同所から同境界線が北へ進み同市市道大権町二八号線との接点に至り、同所から同市市道大権町二八号線を北東へ進み同市市道大権町二二二号線との接点に至り、同所から同市市道大権町二二二号線を南へ進み同市市道大権町一〇号線との接点に至り、同所から同市市道大権町一〇号線を南西へ進み同市市道大木戸町一〇号線を南西へ進み同市市道大木戸町三三三号線との接点に至り、同所から同市市道大木戸町三三三号線を南へ進み同市市道大木戸町三三三号線との接点に至り、同所から同市市道大木戸町三三三号線を南へ進み同市市道大木戸町三三三号線との交点に至り、同所から同市市道大木戸町三三三号線との境界線と北東へ進み同市市道大権町八〇号線との交点に至り、同所から同市市道大権町八〇号線を南西へ進み同市市道大木戸町四一〇号線との接点に至り、同所から同市市道大木戸町四一〇号線を南西へ進み同市市道大木戸町四一〇号線と北東へ進み同市市道大木戸町四一〇号線との交点に至り、同所から同市市道大木戸町四一〇号線を西へ進み同市市道大木戸町四一〇号線と千葉市と市原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道大権町二五二五号線との接点に至り、同所から同市市道大権町二五二五号線を西へ進み同市市道大木戸町四一〇号線と千葉市と市原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市緑区越智町一、三八四番一地先の千葉外房有料道路との交点に至り、同所から千葉外房有料道路を北へ進み同市緑区越智町一、八六六番一地先の千葉市と市原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み千葉市緑区警田町二百一〇番五二地先の県道千葉大網線との交点に至り、同所から県道千葉大網線を東へ進み千葉市市道大高町四号線との接点に至り、同所から同市市道大高町四号線との接点に至り、同所から同市市道大高町四号線と北東へ進み同市市道大高町一号線との接点に至り、同所から同市市道大高町一号線と北へ進み同市市道大高町一号線との接点に至り、同所から同市市道大高町一号線を東へ進み同市市道高津戸町四号線との接点に至り、同所から同市市道高津戸町四号線を東へ進み同市市道高津戸町二五二五号線との接点に至り、同所から同市市道高津戸町二五二五号線を北西へ進み同市緑区高津戸町五九六番一六地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市指定道路高津戸町二七号線との接点に至り、同所から同市指定道路高津戸町二七号線を北へ進み同市緑区高津戸町七〇九番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北へ進み同市市道土気町一七号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一七号線を南東へ進み県道土気停車場千葉中線との接点に至り、同所から県道土気停車場千葉中線を北へ進み同市市道土気町一七号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一七号線と北東へ進み同市市道土気町一七号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一七号線を南へ進み同市市道土気町一〇号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一〇号線を南西へ進み同市市道土気町二三号線との接点に至り、同

糠田線との接点に至り、同所から同市道糠田線を南西へ進み同市道糠田、台線との接点に至り、同所から同市道糠田、台線を南西へ進み同市道糠田四五六番八地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市道中島・荻作線との接点に至り、同所から同市道中島・荻作線を北へ進み同市道泉・中小線との接点に至り、同所から同市道泉・中小線を南西へ進み同市道六手・中島線との接点に至り、同所から同市道六手・中島線を北西へ進み県道荻作君津線との接点に至り、同所から県道荻作君津線を北西へ進み国道二七号との接点に至り、同所から国道二七号を南東へ進み同市道四号幹線との接点に至り、同所から同市道四号幹線を北西へ進み国道二七号との接点に至り、同所から国道二七号を南東へ進み同市道四号幹線との接点に至り、同所から同市道四号幹線を北西へ進み国道二七号との接点に至り、同所から国道二七号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十六 野呂特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区野呂町地先の国道二二六号と千葉市市道野呂町五六号線との接点を起点とし、同所から同市道野呂町五六号線を北へ進み同市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市道野呂町一四号線を北東へ進み同市道古泉町八一号線との接点に至り、同所から同市道古泉町八一号線を北へ進み同市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市道中田町一五〇号線を北に進み同市道若葉区百泉町三八九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市道若葉区古泉町三八九番一地先の道路を北東へ進み同市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市道若葉区古泉町四六九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市道若葉区古泉町四六九番一地先の道路を北東へ進み同市道若葉区古泉町一四号線との接点に至り、同所から同市道若葉区古泉町一四号線を南東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十七 安須特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市浅井小向地先の市原市道二二二号線と同市道五二六五号線との接点を起点とし、同所から同市道五二六五号線を北東へ進み同市道八四〇九号線との接点に至り、同所から同市道八四〇九号線を南西へ進み同市道五〇三八号線との接点に至り、同所から同市道五〇三八号線を南西へ進み同市道二二二号線との接点に至り、同所から同市道二二二号線を南東へ進み同市道六五一八号線との接点に至り、同所から同市道六五一八号線を北東へ進み同市道二二二号線との接点に至り、同所から同市道二二二号線を北西へ進み同市道六〇〇一〇号線との接点に至り、同所から同市道六〇〇一〇号線を北西へ進み県道南総姉崎線との接点に至り、同所から県道南総姉崎線を北西へ進み同市道六四七九号線との接点に至り、同所から同市道六四七九号線を北東へ進み同市道五〇四四号線との接点に至り、同所から同市道五〇四四号線を北東へ進み同市道二二二号線との接点に至り、同所から同市道二二二号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八 荒木根特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市大野地先の荒木根タム堤防といすみ市大野三、九九〇番四六地先の荒木根タム管理用道路との接点を起点とし、同所から荒木根タム管理用道路を南東へ進み県道天津小湊夷隅線との接点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を南西へ進み勝浦市市野郷一、三七六番三〇地先の管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み同市野郷一、三七六番八地先の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み滝原堰の南端に至り、同所から滝原堰東岸を北西へ進み夷隅郡大多喜町石神一、四五八番三〇地先の荒木根タム管理用道路との接点に至り、同所から荒木根タム管理用道路を北西へ進み荒木根タム堤防との接点に至り、同所から荒木根タム堤防を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十九 大戸見特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大坂地先の君津市市道久留里松丘線と国道四一〇号との接点を起点とし、同所から国道四一〇号を南東へ進み同市道広岡大戸見線との接点に至り、同所から同市道広岡大戸見線を南西へ進み同市道久留里松丘線との接点に至り、同所から同市道久留里松丘線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十 上泉特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市上泉地先の袖ヶ浦市上泉一、七六四番九の七地先の農道と同市道飯富上泉線との接点を起点とし、同所から同市道飯富上泉線を東へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南へ進み同市道上泉二二二号線との接点に至り、同所から同市道上泉二二二号線を北東へ進み県道上高根北袖線との接点に至り、同所から県道上高根北袖線を南東へ進み同市道永吉上泉線との交点に至り、同所から同市道永吉上泉線を南東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を南西へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北東へ進み同市道上泉二二二号線との接点に至り、同所から同市道上泉二二二号線を北西へ進み同市道飯富上泉線との接点に至り、同所から同市道飯富上泉線を西へ進み同市道下泉一、三九七番一の地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み同市上泉一、七六四番一の地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十一 坂田池特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町坂田池地先の山武郡横芝光町道一一二号線と県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町町道A三〇四号線との接点に至り、同所から同町町道A三〇四号線を南東へ進み同町町道A三〇六号線との接点に至り、同所から同町町道A三〇六号線を南西へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町町道B二〇七号線との接点に至り、同所から同町町道B二〇七号線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道B二四号線との接点に至り、同所から同町町道B二四号線を西へ進み同町町道B一九八号線との接点に至り、同所から同町町道B一九八号線を北西へ進み同町町道B一九九号線との接点に至り、同所から同町町道B一九九号線を北東へ進み同町町道一一一号線との接点に至り、同所から同町町道一一一号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十二 犬吠特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市唐子町地先の国道二二六号と東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南東へ進み銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線との接点に至り、同所から銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線を南東へ進み銚子市市道新生長崎町線との交点に至り、同所から同市道新生長崎町線を南東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南東へ進み同市道長崎町九号線との接点に至り、同所から県道銚子公園線

